

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、別表の文書1について、不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示決定等を行うべきである。

また、別表の文書2については、請求内容の特定に誤りがあることから、不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は取り消されるべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成23年1月24日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求をした。

<開示請求書の記載内容>

次の「平成22年12月27日付け行政文書開示請求書」で開示請求した内容のうち、アンダーライン部分についての開示決定等通知がないことについて疑義があるため、当該開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書を開示請求の対象とします。

なお、平成23年1月11日付け西建東第1499号の行政文書部分開示決定通知書では、当該アンダーライン部分が対象になっていません。

【平成22年12月27日付け行政文書開示請求書】

平成22年9月17日付け西建東第879号の「決定書の謄本について」を郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書を開示請求の対象とします。

なお、上記の効果と結果には、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書を含むこととします。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、別表の文書1（以下「本件文書1」という。）及び別表の文書2（以下「本件文書2」といい、本件文書1及び本件文書2を総称して「本件請求文書」という。）の作成又は取得をしていないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下、本件文書1に対する処分を「本件処分1」、本件文書2に対する処分を「本件処分2」といい、これらを総称して「本件処分」という。）を行い、平成23年2月8日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年3月22日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、当然に存在していると思料される「開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる行政文書」などを不当に不開示としたものであります。

また、平成22年12月27日付け行政文書開示請求書において開示請求した文書であるにもかかわらず、開示請求のあった日付を仮装して処分通知書に記載し、自らの条例違反をうやむやにしようと画策した不当なものでもあります。

これらの日付を仮装した処分については、処分そのものが違法であることからみて、処分庁が自ら処分を取下げなどの措置をするものと思っていま

したが、平成23年2月9日から相当の期間が経過しても未だに放置されたままであることから、やむを得ず本件異議申立書において、併せて不服申立てを行います。

従って、平成23年1月24日付け行政文書開示請求書において、平成22年12月27日付け行政文書開示請求書の表示内容にアンダーラインを表示した内容についても、当然に存在しているにもかかわらず、これらを不当に開示しなかったものであることから、開示請求の対象とした行政文書を隠匿することなく、速やかに適正に開示するよう要求します。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

平成22年12月27日付け行政文書開示請求に対しては、平成23年1月11日付け西建東第1499号により、行政文書部分開示の決定を行っている。

したがって、開示決定等をしていないという不服申立人の主張は誤りであり、当該開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書は存在しない。

次に、文書を郵送で施行する場合、その方法としては、普通郵便、配達記録、簡易書留、書留などが想定される。

当機関が郵送で施行する文書については多種多様にわたり、そのすべてを類型化し、その施行方法を定めることは、文書の性格や受取人が様々であることから、現実的ではなく、ある文書について、郵送の施行方法をどれにするかは、当該文書の性格等を踏まえて、当該発送担当部署が、その都度判断しているのが実態である。

したがって、行政文書開示請求に関する郵便物に関し、発送方法の種別について定めた規定等は存在しない。

以上のことから、行政文書不開示決定（不存在）を行った本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、異議申立人が平成22年12月27日付けで行った行政文書開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対して、実施機関が平成23年1月11日付けで行った行政文書部分開示決定（以下「別件部分開示決定」という。）において、異議申立人が開示を請求したもののうち、一部の請求について決定が行われていないことについて、当該決定をしていない経緯とその根拠が分かる行政文書の開示を求めるものである。

また、異議申立人は、本件処分2について、別件開示請求において請求した文書であるにもかかわらず請求のあった日付を仮装して本件処分を行い実施機関の条例違反をうやむやにしようとする画策した不当なものであると主張しつつ、本件文書2についても対象の文書を開示するよう求めている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分1について

ア 異議申立人及び実施機関の主張

異議申立人は、本件処分1は当然に存在していると思料される「開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる行政文書」などを不当に不開示としたものであるとして、本件文書1の開示を求めている。

これに対して、実施機関は、別件開示請求に対しては、別件部分開示決定により、行政文書部分開示の決定を行っており、当該開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書は存在しないと主張している。

異議申立人は、別件開示請求において、「平成22年9月17日付け西建東第879号の「決定書の謄本について」を郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書を開示請求の対象とします。なお、上記の効果と結果には、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書を含むこととします。」としており、本件開示請求において、このうち「その郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書」について決定が行われていないとして、「開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる行政文書」の開示を求めている。

イ 別件開示請求

審査会において別件開示請求に係る行政文書開示請求書（以下「別件開示請求書」という。）を見分したところ、請求する行政文書の件名又は内容として、次のとおり記載されていた。

平成22年9月17日付け西建東第879号の「決定書の謄本について」を郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書を開示請求の対象とします。

なお、上記の効果と結果には、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書を含むこととします。

ウ 別件部分開示決定

審査会において別件部分開示決定に係る行政文書部分開示決定通知書の写しを見分したところ、開示する行政文書の件名として「平成22年9月17日付け西建東第879号の特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書」と記載されていた。

エ 審査会の判断

異議申立人の主張は、別件開示請求における「平成22年9月17日付け西建東第879号の「決定書の謄本について」を郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書を開示請求の対象とします」については、「決定書の謄本について」を郵送した行為に係る効果とその結果が確認できる行政文書と、「決定書の謄本について」をの郵送方法の必然性が確認できる行政文書の2件の請求をしているものであって、「決定書の謄本について」をの郵送方法の必然性が確認できる行政文書について決定が行われていないとするものである。

これに対して、実施機関は、「平成22年9月17日付け西建東第879号の「決定書の謄本について」を郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書を開示請求の対象とします」について、請求内容を一体としてとらえ、行政文書部分開示決定を行ったと主張している。

審査会において別件開示請求書を見分したところ、「郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性

が確認できる行政文書」については、構文上、「並びに」とあることから、「郵送した行為に係る効果とその結果」及び「その郵送方法を選択した根拠または必然性」について、それぞれ確認できる文書の開示を求めるものであると考えられる。

別件部分開示決定の開示文書は、別件開示請求における「上記の効果と結果には、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書を含むこととします」に対応して対象文書として特定されたもので、これは「効果とその結果」を確認できる文書であって、「その郵送方法を選択した根拠または必然性」を確認できる文書に係る開示等決定は行われていないものと認められる。

そうすると、実施機関は、別件開示請求においては別件部分開示決定により行政文書部分開示の決定を行っており、当該開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書は存在しないと主張しているが、異議申立人の、本件請求において「その郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書」について決定が行われていないとする主張が妥当であり、実施機関は、本件処分1を取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示決定等を行うべきである。

(2) 本件処分2について

本件請求は、異議申立人が行った別件開示請求に対して、実施機関が行った別件部分開示決定において、異議申立人が開示を請求したもののうち、一部の請求について決定が行われていないことについて、当該決定をしていない経緯とその根拠が分かる行政文書の開示を求めるものである。

異議申立人は、開示請求書において、「なお、平成23年1月11日付け西建東第1499号の行政文書部分開示決定通知書では、当該アンダーライン部分が対象になっていません。」として、別件開示請求書の内容を記載し、アンダーラインを付して別件部分開示決定において決定が行われていない内容を示している。

本件処分2は、異議申立人がこのアンダーラインを付して別件部分開示決定において決定が行われていない内容を示している部分に対応するものであって、このアンダーラインを付した記載は本件請求の請求内容では

ないことから、実施機関の請求内容の特定には誤りがあり、本件文書2を作成又は取得していないとして、これを不存在とした本件処分2は取り消されるべきである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

文書 1	平成 22 年 9 月 17 日付け西建東第 879 号の特定記録郵便に係る平成 22 年 12 月 27 日付け行政文書開示請求について、「その郵送方法を選択した根拠又は必然性が確認できる行政文書」に関して開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる行政文書
文書 2	平成 22 年 9 月 17 日付け西建東第 879 号の特定記録郵便について、その郵送方法を選択した根拠又は必然性が確認できる行政文書

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年4月27日	・ 諮問を受けた。
令和6年1月9日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和6年1月17日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和6年2月26日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和6年7月26日 (令和6年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年9月27日 (令和6年度第5回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年10月25日 (令和6年度第6回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年9月26日 (令和7年度第6回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年10月24日 (令和7年度第7回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年11月28日 (令和7年度第8回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片 上 孝 洋 ※令和6年12月1日から	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 （ 部 会 長 ） ※令和6年12月1日から	弁護士
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ） ※令和6年11月30日まで	弁護士
山 田 明 美 ※令和6年11月30日まで	広島修道大学准教授